

いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付要領

(通則)

第1条 いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要領で定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「支援機構」という。）が、中小企業者や組合等の取り組みを支援することで、産業化資源を活用した商品開発・事業化を促進し、地域経済の活性化に寄与する新たなビジネス創出の推進を図ること等を目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、中小企業者とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第7号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (5) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (6) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (7) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 前項の規定にかかわらず、大企業と次の各号に掲げる関係を持つ企業は、大企業とみなす。
- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- 3 第2項の大企業には、次の各号に掲げるものは含まないものとする。

(1) 中小企業投資育成株式会社

(2) 投資事業有限責任組合

4 この要領において、産業化資源とは、本県で生産・製造された農林水産物・鉱工業品（当該鉱工業品の生産に係る技術を含む。）、本県独自の観光資源・技術等を指す。

(助成金の内容)

第4条 助成金の助成対象事業、助成対象者、助成対象経費、助成率、助成限度額及び助成期間は、別表に掲げるとおりとする。

2 国又は県等の公的機関から他の助成金を受けている場合は、助成金の交付対象としないものとする。ただし、支援機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請をしようとする者は、交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添え、理事長に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、助成金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行うヒアリング若しくは現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。

2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の交付申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすることができる。

(助成金の交付の条件)

第7条 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は助成事業に要する経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) その他理事長が必要と認める事項

2 理事長は、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を支援機構に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 第1項第1号又は第2号に規定する理事長の承認を受けようとする者は、承認申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(決定の通知)

第8条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、交付決定通知書（別記様式第3号）により、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を助成金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 9 条 助成金の交付申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 15 日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業の遂行)

第 10 条 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(遂行状況の報告)

第 11 条 理事長は、必要があると認める場合は、助成事業者から助成事業の遂行の状況に関し報告させることができる。

(実績報告)

第 12 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業完了後 1 月以内に助成事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第 4 号）に必要書類を添えて理事長に報告しなければならない。

(額の確定)

第 13 条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定する。

2 理事長は、助成金の額を確定したときは、確定通知書（別記様式第 5 号）により、すみやかにその額を助成事業者に通知する。

(助成金の支払い)

第 14 条 助成金の支払いは、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後にこれを行うものとする。

(助成金の請求)

第 15 条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、精算払請求書（別記様式第 6 号）を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 16 条 理事長は、助成事業者が、助成金の他の用途への使用をし、助成事業に関して助成金の交付

決定の内容又はこれに附した条件その他理事長の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(助成金の返還)

第17条 理事長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない。

- 2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第18条 理事長は、助成事業者が、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第19条 助成事業者は、第16条第1項の規定又はこれに準ずる処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を支援機構に納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支援機構に納付しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第20条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、理事長の承認を受けないうで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第7条第2項の規定による条件に基づき、助成金の全部に相当する金額を支援機構に納付した場合又は助成金の交付の目的及び耐用年数を考慮して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 理事長は、前条に規定する財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を支援機構に納付すべきことを命ずる場合がある。

(助成金の経理)

第21条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を、助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(立入検査)

第 22 条 理事長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又は支援機構の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(成果の事業化等)

第 23 条 助成事業者は、助成事業の成果の事業化に努めなければならない。

2 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該助成事業に係る過去 1 年間の事業化の状況について理事長に報告書（別記様式第 7 号）を提出するとともに、いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業の実施期間中は、当該助成事業に関係する調査に協力しなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

(反社会勢力の排除)

第 24 条 理事長は、石川県暴力団排除条例第 6 条に基づき、助成対象者（法人の役員等も含む。）が、暴力団員及び暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者には助成金を交付しないものとする。

(その他)

第 25 条 この要領に定めるもののほか、助成金交付事業に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に助成金の交付決定を受けた助成事業者で、引き続き同様の事業内容で助成金の交付を申請するものがこの要領による改正前の別記様式第 1 号及び別記様式第 4 号の規定により作成した申請書は、この要領による改正後の別記様式第 1 号及び別記様式第 4 号の規定により作成されたものとみなす。

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費		助成率	助成限度額	助成期間
			経費区分	内容			
1. 中小企業等による工芸分野における産業化資源活用新商品の開発・販路開拓支援（工芸等特別枠）	産業化資源（伝統的工芸品等）を活用した新商品の市場調査（知的財産に係る調査等を含む。）、開発（試作、評価等を含む。）、全国・海外市場での販路開拓に係る事業	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 中小企業者（※）、個人事業主 (2) 企業組合、協業組合 (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (5) 漁業協同組合 (6) 水産加工業協同組合 (7) 森林組合、森林組合連合会 (8) 商工組合、商工組合連合会 (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (14) (1)から(13)に該当する4者以上のグループであって、グループ内の役割分担や責任体制等が明確、かつ、その内容について全構成員が同意済であることを書面等で確認できること等を踏まえ、理事長が実施主体として適当と認めたもの	謝金	委員謝金、専門家謝金	2/3	3,000千円	3年以内
			旅費	職員旅費、委員旅費、専門家旅費			
			事業費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費			
			試作・開発費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費			
			その他	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費			
2. 中小企業等による観光・IT分野等における産業化資源活用新サービスの開発・販路開拓支援（サービス産業等特別枠）	産業化資源を活用した新サービスの市場調査（知的財産に係る調査等を含む。）、開発（試作、評価等を含む。）、全国・海外市場での販路開拓に係る事業	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 中小企業者（※）、個人事業主 (2) 企業組合、協業組合 (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (5) 漁業協同組合 (6) 水産加工業協同組合 (7) 森林組合、森林組合連合会 (8) 商工組合、商工組合連合会 (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、	謝金	委員謝金、専門家謝金	2/3	3,000千円	3年以内
			旅費	職員旅費、委員旅費、専門家旅費			
			事業費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費			

		<p>酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの</p> <p>(12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの</p> <p>(13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの</p> <p>(14) (1)から(13)に該当する4者以上のグループであって、グループ内の役割分担や責任体制等が明確、かつ、その内容について全構成員が同意済であることを書面等で確認できること等を踏まえ、理事長が実施主体として適当と認めたもの</p>	<p>試作・開発費</p> <p>原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタンツ料費、委託費</p>			
			<p>その他</p> <p>上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費</p>			
<p>3. 小規模企業者による工芸分野における産業化資源活用新商品の開発・販路開拓支援(工芸等特別枠)</p>	<p>産業化資源(伝統的工芸品等)を活用した新商品の市場調査(知的財産に係る調査等を含む。)、開発(試作、評価等を含む。)、全国・海外市場での販路開拓に係る事業</p>	<p>石川県内に事務所、事業所、工場等を有する従業員数5名以下の中小企業者(※)、個人事業主を対象とする。</p>	<p>謝金</p> <p>委員謝金、専門家謝金</p>	<p>3/4</p>	<p>1,500千円</p>	<p>3年以内</p>
			<p>旅費</p> <p>職員旅費、委員旅費、専門家旅費</p>			
			<p>事業費</p> <p>会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタンツ料費、委託費</p>			
			<p>試作・開発費</p> <p>原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタンツ料費、委託費</p>			
			<p>その他</p> <p>上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費</p>			
<p>4. 小規模企業者による観光・IT分野における</p>	<p>産業化資源を活用した新サービスの市場調査(知的財産に係る調査等</p>	<p>石川県内に事務所、事業所、工場等を有する従業員数5名以下の中小企業者(※)、個人事業主を対象とする。</p>	<p>謝金</p> <p>委員謝金、専門家謝金</p>	<p>3/4</p>	<p>1,500千円</p>	<p>3年以内</p>
			<p>旅費</p> <p>職員旅費、委員旅費、専門家旅費</p>			

<p>る産業化資源活用新サービスの開発・販路開拓支援(サービス産業等特別枠)</p>	<p>を含む。)、開発(試作、評価等を含む。)、全国・海外市場での販路開拓に係る事業</p>		<p>事業費</p>	<p>会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費</p>			
			<p>試作・開発費</p>	<p>原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費</p>			
			<p>その他</p>	<p>上記以外の費用で、理事長特に必要と認める経費</p>			
<p>5. 中小企業等による観光事業を対象とした産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援(観光事業枠)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況下にある県内観光事業等において、ポストコロナ・ウィズコロナ時代に向けた観光需要の回復に資する観光関連の新商品・新サービスの市場調査(知的財産に係る調査等を含む。)、開発(試作、評価等を含む。)、販路開拓に係る事業</p>	<p>石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 中小企業者(※)、個人事業主 (2) 企業組合、協業組合 (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (5) 漁業協同組合 (6) 水産加工業協同組合 (7) 森林組合、森林組合連合会 (8) 商工組合、商工組合連合会 (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの (12) 鋳工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの (13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者(※)であるもの (14) (1)から(13)に該当する4者以上のグループであって、グループ内の役割分担や責任体制等が明確、かつ、その</p>	<p>謝金</p>	<p>委員謝金、専門家謝金</p>	<p>2/3</p>	<p>3,000千円</p>	<p>1年以内</p>
			<p>旅費</p>	<p>職員旅費、委員旅費、専門家旅費</p>			
			<p>事業費</p>	<p>会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費</p>			
			<p>試作・開発費</p>	<p>原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費</p>			

		内容について全構成員が同意済であることを書面等で確認できること等を踏まえ、理事長が実施主体として適当と認めたもの	その他	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費			
6. 中小企業等によるSDGs達成に資する産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援（SDGs事業枠）	県内中小企業等によるSDGs（持続可能な目標）の達成を通じて社会課題の解決に取り組む新商品・新サービスの市場調査（知的財産に係る調査等を含む。）、開発（試作、評価等を含む。）、販路開拓に係る事業	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象とする。 (1) 中小企業者（※）、個人事業主 (2) 企業組合、協業組合 (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (5) 漁業協同組合 (6) 水産加工業協同組合 (7) 森林組合、森林組合連合会 (8) 商工組合、商工組合連合会 (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの (14) (1)から(13)に該当する4者以上のグループであって、グループ内の役割分担や責任体制等が明確、かつ、その内容について全構成員が同意済であることを書面等で確認できること等を踏まえ、理事長が実施主体として適当と認めたもの	謝金	委員謝金、専門家謝金	2/3	3,000千円	1年以内
			旅費	職員旅費、委員旅費、専門家旅費			
			事業費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費			
			試作・開発費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費			
			その他	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費			
7. 小規模企業者による観光事業を対象とした産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援（観光事業枠）	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況下にある県内観光事業等において、ポストコロナ・ウィズコロナ時代に向けた観光需要の回復に資する観光関連の新商品・新サービスの市場調査（知的財産に係る調査等を含む。）、開発（試作、評価等を含む。）、販路開拓に係る事業	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する従業員数5名以下の中小企業者（※）、個人事業主を対象とする。	謝金	委員謝金、専門家謝金	3/4	1,500千円	1年以内
			旅費	職員旅費、委員旅費、専門家旅費			
			事業費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費			

			試作・開発費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費			
			その他	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費			
8. 小規模企業者によるSDGs達成に資する産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援（SDGs事業枠）	県内中小企業等によるSDGs（持続可能な目標）の達成を通じて社会課題の解決に取り組む新商品・新サービスの市場調査（知的財産に係る調査等を含む。）、開発（試作、評価等を含む。）、販路開拓に係る事業	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する従業員数5名以下の中小企業者（※）、個人事業主を対象とする。	謝金	委員謝金、専門家謝金	3/4	1,500千円	1年以内
			旅費	職員旅費、委員旅費、専門家旅費			
			事業費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費			
			試作・開発費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費			
			その他	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費			
9. 機械、繊維等のものづくり企業による新製品等の開	本県経済をけん引する機械や繊維企業等によるSDGs達成などに向けた社会課題解決・新技	石川県内に事務所、事業所、工場等を有する機械、繊維等のものづくり中小企業者（※）を対象とする。	謝金	委員謝金、専門家謝金	2/3	[①事前調査、②新製品開発、③販路開拓の一貫した取組]	3年以内 (ただし、段
			旅費	職員旅費、委員旅費、専門家旅費			

<p>発・販路開拓支援 (ものづくり企業特別支援 (SDGs・新技術活用等) 枠)</p>	<p>術活用等に関連した新製品等の開発・販路開拓のうち、 (a) Iot やロボットなど新技術を活用した新製品等の市場調査 (知的財産に係る調査等を含む。)、開発 (試作、評価等を含む。)、全国・海外市場での販路開拓、 (b) 既存技術を応用した製品等の市場調査、開発・改良、新市場開拓、 (c) 技術の高度化、新技術を活用した新分野展開に必要な市場調査、開発・改良、新市場開拓に係る事業</p>		<p>事業費</p>	<p>会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費</p>	<p>10,000 千円 [②と③の取組] 9,000 千円 [段階別の取組] ①のみ 1,000 千円 ②のみ 7,000 千円 ③のみ 2,000 千円</p>	<p>階別の取組は1年以内)</p>
<p>10. 海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援 (海外販路拡大枠)</p>	<p>既に関係を構築した海外バイヤー等と連携し、現地の嗜好・ニーズに応じた商品開発・改良 (試作、評価等を含む。)、国際認証等の取得 (知的財産に係る調査等を含む。)、海外市場での販路拡大に係る事業</p>	<p>石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を代表者とし、既に取り実績があるなど関係構築済みの海外企業等 (ディストリビューター、デザイン会社、小売店等) と2者以上で構成される連携体 (注3) を対象とする。 (1) 中小企業者 (※)、個人事業主 (2) 企業組合、協業組合 (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人 (5) 漁業協同組合 (6) 水産加工業協同組合 (7) 森林組合、森林組合連合会 (8) 商工組合、商工組合連合会 (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者 (※) であるもの (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者 (※) であるもの (12) 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者 (※) であるもの (13) 有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者 (※) であるもの (注3) 連携体とは、次に掲げる各項目の全てに該当する者とする。 ①連携体の構成員には、代表者と既に取引実績があるなど関係構築済みの海外企業等 (ディストリビューター</p>	<p>謝金</p>	<p>委員謝金、専門家謝金</p>	<p>2/3 5,000 千円</p>	<p>3年以内</p>
			<p>旅費</p>	<p>職員旅費、委員旅費、専門家旅費</p>		
			<p>事業費</p>	<p>会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、雑役務費、保険料、借損料、知的財産権取得費、コンサルタント費、委託費</p>		
			<p>試作・開発費</p>	<p>原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント費、委託費</p>		

		<p>一、デザイン会社、小売店等)が含まれていること。</p> <p>②連携体の構成員がそれぞれに有する「強み(ノウハウや技術、設備等の経営資源)」を有効に組み合わせることが事業実施に不可欠であることを事業計画において明確に示せること。</p> <p>③助成事業への申請にあたり、連携体内での役割分担や責任体制等が明確、かつ、その内容について全構成員が同意済であることを書面等で確認できること。</p> <p>(注4) 助成事業の実施期間中に連携体の構成員に変更が生じた場合、代表者が、連携体内での役割分担や責任体制等について全構成員が同意済であることを確認できる書面等を速やかに再提出し、理事長が支援対象として適当と認めた場合に限り、当該事業を継続できるものとする。</p>	その他	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費			
--	--	--	-----	-------------------------	--	--	--

(※) 中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす企業をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まないものとする。

2 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づくものとする。

3 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業(いわゆる「みなし大企業」)は対象外とする。

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

印

年度

いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付申請書

年度において、標記助成事業を下記のとおり実施したいので、助成金 円を交付されたく、いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付要領の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の区分（該当するものに○印を付ける）

- 中小企業等による観光事業を対象とした産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援
- 中小企業等による SDGs 達成に資する産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援
- 中小企業等による工芸分野における産業化資源活用新商品の開発・販路開拓支援
- 中小企業等による観光・IT分野等における産業化資源活用新サービスの開発・販路開拓支援
- 小規模企業者による観光事業を対象とした産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援
- 小規模企業者による SDGs 達成に資する産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援
- 小規模企業者による工芸分野における産業化資源活用新商品の開発・販路開拓支援
- 小規模企業者による観光・IT分野等における産業化資源活用新サービスの開発・販路開拓支援
- 機械、繊維等のものづくり企業による新製品等の開発・販路開拓支援（SDGs・新技術活用等）
- 海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援

2 事業計画書

別紙1のとおり

（注）次の書類を添付すること。

- ・直近2期分の決算書（個人事業者の場合は確定申告書）
- ・その他参考となる資料

(9) 役員一覧（監査役を含む）

役職名	氏名	フリガナ	生年月日			会社名 ※他社と兼務の場合
			年	月	日	
						【 】
						【 】
						【 】
						【 】

※兼務する他社が大企業の場合、【 】に○を付してください

(10) 株主等一覧表

※出資比率の高いものから記載し、大企業は◎を記載してください。

出資者が個人の場合は、大企業欄は選択しないでください。6番目以降は、「ほか○人」と入力してください。

（ 20 年 月 日現在）

主 な 株 主 又 は 出 資 者	株主名 又は出資者名		所在地	大企業	出資比率 (%)
	①				【 】
②				【 】	%
③				【 】	%
④				【 】	%
⑤				【 】	%
⑥	ほか	人			%

(11) 4者以上のグループ構成員（1者で申請する場合は記載不要）

No.	企業名等	代表者名	住所	資本金 (千円)	従業員 (人)	業種	役割
1				千円	人		
2				千円	人		
3				千円	人		
4				千円	人		

2. 事業内容

(1) 企業概要

- ① 当社の説明
- ② 内部環境要因
- ③ 外部環境要因
- ④ 自社の経営課題を説明

(2) 事業内容（申請する助成対象事業について）

- ① 開発する新商品・新サービスの概要
- ② ターゲット市場と顧客に対する価値
- ③ 競合他社・代替商品との差別化要素
- ④ 地域経済への波及効果
- ⑤ チャレンジする内容

(3) 本事業の計画と実施体制について

① 本事業の目標と販売計画

(単位：千円)

	補助事業 申請年度 R 年 月 期	1年後 R 年 月 期	2年後 R 年 月 期	3年後 R 年 月 期	4年後 R 年 月 期	5年後 R 年 月 期
① 会社全体売上						
② 本事業売上 (A×B)						
③ 売上比率(%) (②÷①)						
A. 単価						
B. 数量						

② 事業実施計画

③ 事業実施体制

3. 収支計画（企業全体）

（単位：千円）

	補助事業申請年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後
	R 年 月期	R 年 月期	R 年 月期	R 年 月期	R 年 月期	R 年 月期	R 年 月期
① 売上高							
② 売上原価							
③ 売上総利益 ※ (① - ②)							
④ 販売費一般管理費							
⑤ 営業利益 ※ (③ - ④)							

※企業全体の収支計画を記載してください。

4. 資金計画

（単位：円）

	採択年度	1年後	2年後	3年後	合計額
	R 年 月期	R 年 月期	R 年 月期	R 年 月期	
支出	助成事業に要する経費 （予定経費の合計額）				
	積算根拠 ※計画している 主な経費の内訳	<主な経費>	<主な経費>	<主な経費>	<主な経費>
資金調達	助成金				
	自己資金				
	借入金				
	その他				
	合計				

※支出は、助成事業に要する経費（助成金の対象となる経費）のみ記載してください。

5. 経費明細表

(1) 助成事業に要する経費

(単位：円)

	助成事業に要する経費 (税込) A	助成対象経費 (税抜) B ※A÷1.1 (1円未満切捨て)	助成金 (B×助成率) C ※B×助成率 (千円未満切捨て)
年度 (採択日～年度末)			
年度			
年度			
年度			
合 計			

(2) 経費区分表

(単位：円)

経費区分	経費内訳	助成事業に要する経費 (税込) A	助成対象経費 (税抜) B ※A÷1.1 (1円未満切捨て)	助成金 (B×助成率) C ※B×助成率 (千円未満切捨て)	支払い先 (現在の予定先のみで良い)
謝金					
	小 計				
旅費					
	小 計				
事業費					
	小 計				
開発費 試作					
	小 計				
合 計					

(3) 資金調達内訳

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先	
助成金		ISICO	上記表の(C) 合計金額を記載
(助成金内訳)	自己資金		助成金に対する資金の調達内訳を記載。 ※助成金が精算されるまでの間、 どこから必要資金を調達するのかを記載。
	借入金		
	その他		
自己資金			(A)の合計額－(C)の合計額を記載 ※事業費の内、助成金額以上の必要資金を どこから調達するのかを記載。
借入金			
その他			
合 計			上記表の(A) 合計金額を記載

別紙1 (ものづくり企業特別支援枠)

いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金事業計画書

1. 申請事業区分及び申請者情報

<p>(1) 申請事業区分 ※申請する取組みに☑をして下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 「①事前調査」・「②新製品開発」・「③販路開拓」の一貫取組(10,000千円)</p> <p><input type="checkbox"/> 「②新製品開発」・「③販路開拓」の取組(9,000千円)</p> <p><input type="checkbox"/> 【段階別の取組】(下記から選択してください。)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> :「①事前調査」のみの取組(1,000千円)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> :「②新製品開発」のみの取組(7,000千円)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> :「③販路開拓」のみの取組(2,000千円)</p> <p>・助成率：助成対象経費の2/3以内</p> <p>・事業実施期間：交付決定日より3年以内(段階別の取組は1年以内)</p>			
<p>(2) 申請者</p> <p>フリガナ： 事業者名： 代表者役職・氏名： 住 所：〒 電話番号： FAX番号： メールアドレス：</p>			
資本金(出資金)		従業員数	人
主たる業種		設立日	
<p>(3) 連絡担当者(申請者と連絡担当者が異なる場合のみ記載)</p> <p>事業者名： 役職・氏名： 住 所：〒 電話番号： FAX番号： メールアドレス：</p>			
<p>(4) 事業計画名・・・30文字程度で記載ください。</p>			
<p>(5) 活用する産業化資源名</p>			
<p>(6) 事業内容・・・最大100文字程度で記載ください。</p>			
(7) 事業実施 予定期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日	(8) 助成金 申請額	千円

(9) 役員一覧（監査役を含む）

役職名	氏名	フリガナ	生年月日			会社名 ※他社と兼務の場合
			年	月	日	
						【 】
						【 】
						【 】
						【 】

※兼務する他社が大企業の場合、【 】に○を付してください

(10) 株主等一覧表

※出資比率の高いものから記載し、大企業は◎を記載してください。

出資者が個人の場合は、大企業欄は選択しないでください。6番目以降は、「ほか○人」と入力してください。

（ 2 0 年 月 日現在）

主 な 株 主 又 は 出 資 者	株主名 又は出資者名		所在地	大企業	出資比率 (%)
	①				【 】
②				【 】	%
③				【 】	%
④				【 】	%
⑤				【 】	%
⑥	ほか	人			%

(11) 4者以上のグループ構成員（1者で申請する場合は記載不要）

No.	企業名等	代表者名	住所	資本金 (千円)	従業員 (人)	業種	役割
1				千円	人		
2				千円	人		
3				千円	人		
4				千円	人		

※【区分1】はグループ申請対象外です。

2. 事業内容

(1) 企業概要

① 当社の説明

② 内部環境要因

③ 外部環境要因

④ 自社の経営課題を説明

(2) 事業内容（申請する助成対象事業について）

① 開発する新商品・新サービスの概要

② ターゲット市場と顧客に対する価値

③ 競合他社・代替商品との差別化要素

④ 地域経済への波及効果

⑤ チャレンジする内容

(3) 本事業の計画と実施体制について

① 本事業の目標と販売計画

(単位：千円)

	補助事業 申請年度 R 年 月 期	1年後 R 年 月 期	2年後 R 年 月 期	3年後 R 年 月 期	4年後 R 年 月 期	5年後 R 年 月 期
① 会社全体売上						
② 本事業売上 (A×B)						
③ 売上比率(%) (②÷①)						
A. 単価						
B. 数量						

② 事業実施計画

③ 事業実施体制

3. 収支計画（企業全体）

（単位：千円）

	補助事業 申請年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後
	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期
① 売上高							
② 売上原価							
③ 売上総利益 ※ (①-②)							
④ 販売費一般管 理費							
⑤ 営業利益 ※ (③-④)							

※企業全体の収支計画を記載してください。

4. 資金計画

（単位：円）

	採択年度	1年後	2年後	3年後	合計額
	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期	
支出	助成事業に 要する経費 (予定経費の 合計額)				
	積算根拠 ※計画している 主な経費の内訳	<主な経費>	<主な経費>	<主な経費>	<主な経費>
資金調達	助成金				
	自己資金				
	借入金				
	その他				
	合計				

※支出は、助成事業に要する経費（助成金の対象となる経費）のみ記載してください。

5. 経費明細表

(1) 助成事業に要する経費

(単位：円)

	助成事業に要する経費 (税込) A	助成対象経費 (税抜) B ※A÷1.1 (1円未満切捨て)	助成金 (B×助成率) C ※B×助成率 (千円未満切捨て)
年度 (採択日～年度末)			
年度			
年度			
年度			
合 計			

(2) 経費区分表

(単位：円)

経費区分	経費内訳	助成事業に 要する経費 (税込) A	助成対象経費 (税抜) B ※A÷1.1 (1円未満切捨て)	助成金 (B×助成率) C ※B×助成率 (千円未満切捨て)	支払い先 (現在の予定先のみで良い)
謝金					
	小 計				
旅費					
	小 計				
事業費					
	小 計				
開発費 試作					
	小 計				
合 計					

(3) 資金調達内訳

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先	
助成金		ISICO	上記表の(C) 合計金額を記載
(助成金内訳)	自己資金		助成金に対する資金の調達内訳を記載。 ※助成金が精算されるまでの間、 どこから必要資金を調達するのかを記載。
	借入金		
	その他		
自己資金			(A)の合計額－(C)の合計額を記載 ※事業費の内、助成金額以上の必要資金を どこから調達するのかを記載。
借入金			
その他			
合 計			上記表の(A)合計金額を記載

いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金事業計画書

1. 申請事業区分及び申請者情報

<p>(1) 申請事業区分</p> <p>【海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成限度額：5,000千円 ・助成率：助成対象経費の2/3以内 ・事業実施期間：交付決定日より3年以内 			
<p>(2) 申請者（4者以上の連携体申請の場合は、代表申請者）</p> <p>フリガナ： 事業者名： 代表者役職・氏名： 住 所：〒 電話番号： F A X 番号： メールアドレス：</p>			
資本金（出資金）		従業員数	人
主たる業種		設立日	
<p>(3) 連絡担当者（申請者と連絡担当者が異なる場合のみ記載）</p> <p>事業者名： 役職・氏名： 住 所：〒 電話番号： F A X 番号： メールアドレス：</p>			
<p>(4) 事業計画名・・・30文字程度で記載ください。</p>			
<p>(5) 活用する産業化資源名</p>			
<p>(6) 事業内容・・・最大100文字程度で記載ください。</p>			
(7) 事業実施 予定期間	西暦 年 月 日 西暦 年 月 日	(8) 助成金 申請額	千円

(9) 役員一覧（監査役を含む）

役職名	氏名	フリガナ	生年月日			会社名 ※他社と兼務の場合
			年	月	日	
						【 】
						【 】
						【 】
						【 】

※兼務する他社が大企業の場合、【 】に○を付してください

(10) 株主等一覧表

※出資比率の高いものから記載し、大企業は◎を記載してください。

出資者が個人の場合は、大企業欄は選択しないでください。6番目以降は、「ほか○人」と入力してください。

（ 20 年 月 日現在）

主 な 株 主 又 は 出 資 者	株主名 又は出資者名		所在地	大企業	出資比率 (%)
	①				【 】
②				【 】	%
③				【 】	%
④				【 】	%
⑤				【 】	%
⑥	ほか	人			%

(11) 連携体の構成員（連携体の代表者以外の構成員を記載）

No.	企業名等	代表者名	住所	資本金 (千円)	従業員 (人)	業種	役割
1				千円	人		
2				千円	人		
3				千円	人		
4				千円	人		

2. 事業内容

(1) 企業概要

① 当社の説明

② 内部環境要因

③ 外部環境要因

④ 自社の経営課題を説明

(2) 事業内容（申請する助成対象事業について）

① 開発する新商品・新サービスの概要

② ターゲット市場と顧客に対する価値

③ 競合他社・代替商品との差別化要素

④ 地域経済への波及効果

⑤ チャレンジする内容

(3) 本事業の計画と実施体制について

① 本事業の目標と販売計画

(単位：千円)

	補助事業 申請年度 R 年 月 期	1年後 R 年 月 期	2年後 R 年 月 期	3年後 R 年 月 期	4年後 R 年 月 期	5年後 R 年 月 期
① 会社全体売上						
② 本事業売上 (A×B)						
③ 売上比率(%) (②÷①)						
A. 単価						
B. 数量						

② 事業実施計画

③ 事業実施体制

3. 収支計画（企業全体）

（単位：千円）

	補助事業申請年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後
	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期
① 売上高							
② 売上原価							
③ 売上総利益 ※ (① - ②)							
④ 販売費一般管理費							
⑤ 営業利益 ※ (③ - ④)							

※企業全体の収支計画を記載してください。

4. 資金計画

（単位：円）

	採択年度	1年後	2年後	3年後	合計額
	R年 月期	R年 月期	R年 月期	R年 月期	
支出	助成事業に要する経費 （予定経費の合計額）				
	積算根拠 ※計画している 主な経費の内訳	<主な経費>	<主な経費>	<主な経費>	<主な経費>
資金調達	助成金				
	自己資金				
	借入金				
	その他				
	合計				

※支出は、助成事業に要する経費（助成金の対象となる経費）のみ記載してください。

5. 経費明細表

(1) 助成事業に要する経費

(単位：円)

	助成事業に要する経費 (税込) A	助成対象経費 (税抜) B ※A÷1.1 (1円未満切捨て)	助成金 (B×助成率) C ※B×助成率 (千円未満切捨て)
年度 (採択日～年度末)			
年度			
年度			
年度			
合 計			

(2) 経費区分表

(単位：円)

経費区分	経費内訳	助成事業に要する経費 (税込) A	助成対象経費 (税抜) B ※A÷1.1 (1円未満切捨て)	助成金 (B×助成率) C ※B×助成率 (千円未満切捨て)	支払い先 (現在の予定先のみで良い)
謝金					
	小 計				
旅費					
	小 計				
事業費					
	小 計				
開発費 試作					
	小 計				
合 計					

(3) 資金調達内訳

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先	
助成金		ISICO	上記表の(C) 合計金額を記載
(助成金内訳)	自己資金		助成金に対する資金の調達内訳を記載。 ※助成金が精算されるまでの間、 どこから必要資金を調達するのかを記載。
	借入金		
	その他		
自己資金			(A)の合計額－(C)の合計額を記載 ※事業費の内、助成金額以上の必要資金を どこから調達するのかを記載。
借入金			
その他			
合 計			上記表の(A) 合計金額を記載

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

印

年度 いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金 $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$
承認申請書

年 月 日付 石産第 号により助成金交付決定の通知があった標記助成事業を
下記のとおり $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ したいので、承認されたく、いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援
事業助成金交付要領の規定により申請します。

記

1 $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ の理由

2 $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ の内容
上記のとおり

3 $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ に伴う経費の変更
別紙のとおり

経費の変更

(単位：円)

経費 区分	助成事業に 要する経費		助成対象経費		助成金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計							

(注1)各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

(注2)経費の増減について、助成対象経費欄に積算内訳を記入すること(別紙を用いても差し支えない)。

様

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長

印

年度 いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記事業助成金について、下記のとおり交付することに決定したので、いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付要領の規定により通知します。

記

- 1 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとする。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円

- 2 事業の内容

交付申請書のとおりとする。

- 3 交付に係る条件

- (1) 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は助成事業に要する経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）あるいは助成事業の中止又は廃止をする場合においては、理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) その他助成事業者は、いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付要領に従わなければならない。

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

所 在 地
名 称
代表者役職・氏名

印

年度 いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金実績報告書

年 月 日付 石産第 号により助成金交付決定の通知があった標記助成事業を下
記のとおり実施したので、いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付要領の規
定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績
別紙1のとおり
- 2 経費明細表
別紙2のとおり

別記様式第4号（第12条関係）
（変更承認のあった場合の実績報告書様式）

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

印

年度 いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金実績報告書

年 月 日付 石産第 号により助成金交付決定の通知があり、年 月 日付
石産第 号により変更承認の通知のあった標記助成事業を下記のとおり実施したので、いしか
わ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付要領の規定により関係書類を添えて報
告します。

記

- 1 事業実績
別紙1のとおり
- 2 経費明細表
別紙2のとおり

事業実績

1. 実施内容

(1) 事業計画名

(2) 商品・サービスの概要

(3) 事業の実施内容

2. 実施結果及び成果

(1) 事業の達成度

① 計画の進捗状況（該当する達成度に○を付けてください。）

A：計画通り B：少し遅れている C：かなり遅れている D：未着手・中止

上記の理由

[]

② 事業化に向けた段階（該当する段階に○を付けてください。）

A：販売段階（売上有） B：市場投入段階（売上無） C：試作段階 D：開発段階

(2) 事業の成果

① これまでの取り組み内容・成果

② 売上げ状況等

・事業者全体の売上高

年 月 ～ 年 月 千円（うち助成事業に係る売上高 千円）

年 月 ～ 年 月 千円（うち助成事業に係る売上高 千円）

・助成事業に係る販売数量等

年 月 ～ 年 月 個

年 月 ～ 年 月 個

3. 今後の予定

(1) 現在の課題

(2) 今後の取り組み

経費明細表

(1) 助成事業に要する経費

(単位：円)

	助成事業に要する経費 (税込) A	助成対象経費 (税抜) B ※A÷1.1 (1円未満切捨て)	助成金 (B×助成率) C ※B×助成率
年度 (採択日～年度末)			
年度			
年度			
年度			
合 計			

(2) 経費区分表

(単位：円)

経費区分	経費内訳	助成事業に 要する経費 (税込) A	助成対象経費 (税抜) B ※A÷1.1 (1円未満切捨て)	助成金 (B×助成率) C ※B×助成率	支払い先 (現在の予定先のみで良い)
謝金					
	小 計				
旅費					
	小 計				
事業費					
	小 計				
開発費 試作					
	小 計				
合 計					

(3) 資金調達内訳

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先	
助成金		ISICO	上記表の(C) 合計金額を記載
(助成金内訳)	自己資金		助成金に対する資金の調達内訳を記載。 ※助成金が精算されるまでの間、 どこから必要資金を調達するのかを記載。
	借入金		
	その他		
自己資金			(A)の合計額－(C)の合計額を記載 ※事業費の内、助成金額以上の必要資金を どこから調達するのかを記載。
借入金			
その他			
合 計			上記表の(A) 合計金額を記載

番 号
年 月 日

様

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長

印

年度 いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記事業助成金について、下記のとおり助成金の額を確定したので、いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付要領の規定により通知します。

記

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金確定額	円

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

所在地
名称
代表者役職・氏名

印

年度 いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金精算払請求書

年 月 日付 石産第 号により助成金の額の確定通知があった標記事業助成金として、下記金額が交付されるよう、いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金交付要領の規定により請求します。

記

請求額		金	円
(内訳	交付決定額	金	円
	確定額	金	円
	受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円)

(振込先)

金融機関名
支店名
預金種別 当座 ・ 普通
口座番号
口座名義人
フリガナ

年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構
理事長 様

所 在 地
名 称
代表者役職・氏名

印

年度 いしかわ中小企業ステップアップ助成・促進等支援事業助成金事業化状況報告書
(事業名 :)

年 月 日付 石産第 号により助成金の額の確定通知があった標記事業助成金に
ついて、事業化の状況を報告いたします。

記

- 1 事業化の状況
別紙のとおり
- 2 事業化の内容
別紙のとおり
- 3 売上・収益状況
別紙のとおり
- 4 今後の見通し
別紙のとおり

事業化状況報告書

<p>1. 事業者 フリガナ： 事業者名： 代表者役職・氏名： 住 所：〒 電話番号： F A X 番号： メールアドレス：</p>
<p>2. 連絡担当者 事業者名： 役職・氏名： 住 所：〒 電話番号： F A X 番号： メールアドレス：</p>
<p>1. 事業化の状況 継続中 / 一時中止 / 終了 (該当する項目に○をつけること)</p>
<p>2. 事業化の内容</p>
<p>3. 売上・収益状況</p> <p>(1) 助成事業で開発した商品・サービスの販売実績・販売数量</p> <p>前々年度 (年 月～ 年 月): 千円 (個)</p> <p>全体売上高に占める助成事業による売上割合 %程度</p> <p>前年度 (年 月～ 年 月): 千円 (個)</p> <p>全体売上高に占める助成事業による売上割合 %程度</p> <p>今年度 (年 月～ 年 月): 千円 (個)</p> <p>全体売上高に占める助成事業による売上割合 %程度</p> <p>(2) 事業者全体の売上高</p> <p>前々年度 (年 月～ 年 月): 千円</p> <p>前年度 (年 月～ 年 月): 千円</p> <p>今年度 (年 月～ 年 月): 千円</p> <p>(3) 事業者全体の経常利益</p> <p>前々年度 (年 月～ 年 月): 千円</p> <p>前年度 (年 月～ 年 月): 千円</p> <p>今年度 (年 月～ 年 月): 千円</p>
<p>4. 今後の見通し</p>